

令和８年度若年者地域連携事業に係る提案書技術審査委員会 評価採点表

評価基準 別紙

(価格点：技術点＝１：２、得点配分 価格点100点、技術点200点)
Ⅰ 価格点（価格点＝（１－入札価格／予定価格）×100点
Ⅱ 技術点

評価項目		内 容	必須	委員1人の評価点	
				採点等	評価点
1 事業の実施方針（/30点）					
(1)	事業実施の基本方針の適格性	・本事業の趣旨・目的や前提となる若年者雇用の現状・課題を理解し、その実施に当たっての理念、基本的な考え方が示されているか。 ・事業目標の達成に向けて、公正・中立的な立場で事業を実施できるか。 ・仕様書記載の業務について提案されているか。 ・委託要項等記載の遵守事項について全て遵守すると記載されているか。 ・委託費の経理を他の事業の経理と区分して経理することとなっているか。	●	合・否	/10※2
(2)	若年者雇用に係る都道府県の実情や課題等への理解について	・若年者雇用に係る都道府県の実情や課題について理解しているか。 ・センターを始めとする県の雇用施策や国の就労支援について、内容や役割を理解しているか。また、相互の関係性について、体系的な知識を有しているか。	●	合・否	/10※2
(3)	組織・人員体制について	・本事業を遂行可能な体制・人員が整備されているか（2 事業実施方法での評価を除く）。 ・統括責任者、事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。 ・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容等が明確に示されているか。	●	合・否	/5※2
(4)	その他本事業を行うに当たり必要となる業務の実施について	苦情等への対応、個人情報の保護、情報及び資料の取扱いは適切か。	●	合・否	/5※2
2 事業実施方法（/120点）					/120
(1)	事業の実施について	①都道府県の実情に合った考え方となっており、都道府県との連携を意識した事業内容となっているか。 ・大変優れている＝20点 ・優れている＝12点 ・優れているレベルよりやや劣る＝4点 ・劣っている＝0点		0・4・12・20	/20※1
		②各事業の内容は適切か。利用者ニーズを踏まえた事業構成となっているか。 ・大変優れている＝30点 ・優れている＝18点 ・優れているレベルよりやや劣る＝6点 ・劣っている＝0点		0・6・18・30	/30※1
		③各事業について、イベント実施回数、支援対象者数及び就職者数の目標値が適切に設定されているか。また、目標達成に向けた具体的な手段が提示され、実現可能性が高いものとなっているか。 （本事業の活用が図られるための積極的な利用勧奨や効果的な周知・広報、就職支援に資するサービスや支援機関へのリファーが適切に行われるか。） ・大変優れている＝10点 ・優れている＝6点 ・優れているレベルよりやや劣る＝2点 ・劣っている＝0点		0・2・6・10	/10※1
		④各事業の実施体制について、効果的、効率的な人員配置（経験・能力に応じた配置など）となっているか。 ・大変優れている＝10点 ・優れている＝6点 ・優れているレベルよりやや劣る＝2点 ・劣っている＝0点		0・2・6・10	/10※1
		⑤各事業の計画は適切か。全体スケジュールが適切に立てられているか。 ・大変優れている＝10点 ・優れている＝6点 ・優れているレベルよりやや劣る＝2点 ・劣っている＝0点		0・2・6・10	/10※1
		⑥事業の波及効果が見込まれるか。事業終了後も事業実施効果が見込まれるか。 ・大変優れている＝20点 ・優れている＝12点 ・優れているレベルよりやや劣る＝4点 ・劣っている＝0点		0・4・12・20	/20※1
		⑦事業を効果的・効率的に実施するため、独自の取組・創意工夫を行っているか。 ・大変優れている＝20点 ・優れている＝12点 ・優れているレベルよりやや劣る＝4点 ・劣っている＝0点		0・4・12・20	/20※2
3 ワークライフバランス等の推進に関する指標（/10点） ※ 複数該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する。 ※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。					/10※2
(1)	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）等	下記のいずれに該当するか ・プラチナえるぼしの認定を受けている＝10点 ・3段階目（認定基準5つ全てが○となっている）＝8点 ・2段階目（認定基準5つのうち3～4つが○となっている）＝6点 ・1段階目（認定基準5つのうち1～2つが○となっている）＝4点 ・行動計画を策定している＝2点		0・2・4・6・8・10	/10
(2)	次世代法に基づく認定（くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）等	下記のいずれに該当するか ・プラチナくるみんの認定を受けている＝10点 ・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）の認定を受けている＝8点 ・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）の認定を受けている＝6点 ・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）の認定を受けている＝6点 ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）の認定を受けている＝6点 ・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）の認定を受けている＝6点 ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）の認定を受けている＝4点 ・行動計画（令和7年4月1日以後の基準）を策定している＝2点		0・2・4・6・8・10	/10
(3)	若者雇用促進法に基づく認定※2	・ユースエールの認定を受けている＝8点		0・8	/8
4 賃上げの実施を表明した企業等に係る指標（/10点）（注2）					/10※2
(1)	【大企業の場合】 当該事業年度（又は暦年）において、対前年度比（又は対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3％以上増加させる旨を従業員に表明していること	・表明している＝10点		0・10	/10
(2)	【中小企業等の場合】 当該事業年度（又は暦年）において、対前年度比（又は対前年比）で給与総額を1.5％以上増加させる旨を従業員に表明していること	・表明している＝10点		0・10	/10
5 その他（/30点）					/30※2
(1)	これまでの事業実績について	応募者の類似事業（注3）に関する事業実施状況 ・類似する事業の実施実績が過去5年以内にある（実施地域は問わない）＝30点 ・類似する事業の実施実績が過去10年以内にある（実施地域は問わない）＝12点		0・12・30	/30
(2)	情報漏洩の有無	（1）で挙げた事業であって、当該労働局の委託事業について、過去3事業年度内に情報漏えい（労働局において公表した案件に限る。）がないか。 ・情報漏えいがある＝－5点		0・－5	/0
合 計（200点）					/200

※1 価格と同等に評価できない項目：100点

※2 価格と同等に評価できる項目：100点

（注1）必須項目は、２段階評価（満たしている＝10点又は5点、満たしていない＝0点）とする。必須項目が0点となった場合は、その応募者は不合格となる。

（注2）過去に本取組により加点を受けたものの、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」に記載した賃上げ基準に達していない事業者の場合、技術点から20点を減点する。

（注3）「類似事業」は、仕様書別紙1「提案すべき事業内容について」に示す事業内容に類似する事業を指す。